

【別紙】

不公正貿易報告書を受けた経済産業省の取組方針 (2006年4月11日発表)

産業構造審議会通商政策部会不公正貿易政策・措置調査小委員会が本日とりまとめ、公表した2006年版不公正貿易報告書は、WTOルールをはじめとする国際ルールに照らし、改善が求められる又は期待される主要国の貿易政策・措置について指摘を行っている。

この指摘を踏まえ、経済産業省が、今後の通商政策を進めていく上で当面の優先度が高いと考える事項、及びそれらに対する取組方針は以下のとおりである。

※2006年版不公正貿易報告書での掲載頁は〔 〕に記載するとおり。

<米 国>

米国は、貿易救済措置を頻繁に発動している国の一つである。中でも、アンチ・ダンピング（AD）分野の制度や運用には多くの問題が見られ、我が国をはじめ多くの国がその濫用的な運用の被害を被ってきたところである。

当省としては、米国における濫用的な運用と認められる貿易救済措置につき、引き続きその是正に向けた対応を行っていく。特に、バード修正条項については、同条項の廃止を含む法律が米国で成立したものの、経過規定によりAD税等の分配が当面継続されるため、速やかな分配の停止を関係国・地域とともに求めていく。また、ゼロイング方式によるダンピング値幅の算定についても、引き続きWTOの紛争解決メカニズム等を通じて、その制度の廃止に向けて取り組んでいく。さらに、熱延鋼板に対するアンチ・ダンピング措置についても、紛争解決機関（DSB）勧告の一刻も早い履行を働きかけていく。

- ・ **バード修正条項（1930年関税法修正条項）**〔p. 18〕
- ・ **ゼロイング方式によるダンピング値幅の算定**〔p. 19〕
- ・ **日本製熱延鋼板に対するアンチ・ダンピング措置**〔p. 21〕

<中 国>

中国は、WTO加盟に伴い広範な約束を行っており、加盟時以降多数の法令の制定・改廃を伴う改善を行ってきた。しかしながら、依然として国内法制の整備・改正の遅れやそれらの透明かつ統一的な運用の不徹底、さらに保護主義的であると考えられる新たな制度の制定や運用など、是正が望まれる点も少なくない。

特に以下の措置については問題の程度が大きく、我が国として大きな懸念を有している。当省としては、中国国家発展改革委員会や商務部との次官級協議、産業別の官民対話、WTO経過的審査メカニズム等の様々な機会を活用し、引き続きWTO協定上の義務の着実な履行を求めていく。

- ・ **完成車特徴認定制度の問題**〔p. 70〕
- ・ **模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題**〔p. 101〕

- ・ アンチ・ダンピング措置の運用 [p. 73]
- ・ 有毒化学品輸出入規制の問題（新規案件） [p. 87]

< E U >

EUでは、環境や健康、安全等に関する共通の域内規制が新たに導入されつつあるが、その我が国産業に与える影響は大きく、産業界において貿易制限的効果への懸念が高い。

中でも、以下の措置については、我が国産業界として内容に大きな懸念を有している。当省としては、これら規制が我が国の懸念を十分踏まえたものとなるよう、引き続きEUに求めていく。

- ・ 化学品規制（REACH）案 [p. 141]
- ・ 電気・電子機器廃棄物に関する指令（WEEE） [p. 139]
- ・ 電気・電子機器における特定有害物質の使用制限に関する指令（RoHS） [p. 139]

< ASEAN >

ASEAN各国には、高関税品目や外資規制等が多く残存しており、産業界の大きな懸念事項となっている。これらの多くは、WTO協定上の義務に必ずしも違反するものではないが、自由貿易を推進する観点から自由化の進展が望まれる。

当省としては、WTOドーハ開発アジェンダ交渉と経済連携協定（EPA）交渉を多層的に活用しつつ、これら措置の改善に向け最大限努力する。

インドネシアのデジタルカメラの関税賦課に関する問題 [p. 123] については、WTOでの譲許に基づき無税とするよう、WTO紛争解決手続の活用も視野に入れて、問題解決に取り組んでいく。

< 東アジア各国・地域（中国、ASEAN、韓国、台湾、香港、インド）共通 >

東アジア各国・地域、特に中国における**模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題 [中国：p. 101、ASEAN：p. 115、韓国：p. 146、台湾：p. 148、香港：p. 151、インド：p. 160]** は、我が国産業界にとって大きな問題となっている。

当省としては、かかる状況を是正するため、各国の国内法制の整備だけでなく、その適切かつ効果的な運用や行政・司法各部門での取締りの強化等を求めていくとともに、そのための協力も行う。

以 上

(参考1) 取組方針(2005年4月)掲載案件に係る取組状況

対象国・地域	優先取組事項	取組状況
米国	バード修正条項	2005年9月、米国に対する対抗措置を発動。2006年2月、米国において同条項の廃止(経過条項あり)を含む赤字削減法が成立。
	日本製熱延鋼板に対するアンチ・ダンピング措置	米国のためのWTO勧告履行期限について、我が国は再延長を認めなかったため、2005年7月に同期限が到来。
	ゼロイング方式によるダンピング値幅の算定	2005年2月にパネルを設置。2006年3月に中間報告書発出。
中国	写真フィルム等に関する関税譲許不履行	2006年1月、中国は従量税率を譲許税率相当に引下げ。
	アンチ・ダンピング措置の運用	2006年4月の商務部との定期協議等、累次の協議を実施。
	完成車特徴認定制度の問題	2006年4月の商務部との定期協議等、累次の協議を実施。
EU	化学品規制(REACH)案	EU加盟国、欧州議会議員等への働きかけを実施。一物質一登録の考え方等が盛り込まれた。
	電気・電子機器廃棄物に関する指令(WEEE) 電気・電子における特定有害物質の使用制限に関する問題(RoHS)	2005年3月の日EU規制改革対話において協議を実施。同年5月、EUは本件に係るFAQを公表。
ASEAN	マレーシア: 自動車に関する内国税の適用等に関する問題	日マレーシア経済連携協定交渉において改善を要請。2005年10月、マレーシアは完成車の関税・物品税の引下げを発表。
	インドネシア: デジタルカメラの関税賦課に関する問題	2006年1月のカッタ副大統領との会談等、累次の協議を実施。
東アジア各国 (注)共通	模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題	2005年10月、中国に対してTRIPS協定に基づき情報提供を要請。この他、多国間、二国間での協議を実施。

(注)東アジア各国: 中国、香港、台湾、韓国、ASEAN、インド

(参考2)「不公正貿易報告書を受けた経済産業省の取組方針」 に掲げた個別貿易政策・措置の概要

「経済産業省の取組方針」に掲げた各個別貿易政策・措置の概要を解説するとともに、昨年4月発表の同方針に掲げられた政策・措置については、そのフォローアップの結果をあわせて掲載する。

<米 国>

バード修正条項（1930年関税法修正条項）

米国のいわゆるバード修正条項は、アンチ・ダンピング（AD）措置及び相殺関税措置による収入を、当該措置を申し立てた米国内の企業等に分配することを規定したものである。

我が国及びEUを含む計11ヶ国・地域の申し立てに基づき設置されたパネル及び上級委員会においてWTO協定違反であるとの判断が示され、是正（バード修正条項廃止）の勧告がなされた（上級委員会報告の採択は2003年1月）が、米国による同条項の改廃が行われないうまま2003年12月の履行期限を徒過した。

米国の不履行を受けて、2004年1月、日本・EU等7ヶ国・地域は共同でWTOに対し、対抗措置の承認を申請し、8月の規模に関する仲裁決定を経て、11月、対抗措置に係る承認を受けた。2005年5月にEU及びカナダが、8月にメキシコが、9月に日本が対抗措置を発動した。

2006年2月8日、バード修正条項を廃止する旨の規定を含む2005年赤字削減法が、ブッシュ大統領の署名により成立した。形式上、バード修正条項の廃止が確定したものの、同法には2007年10月1日までに通関した商品に係る税の分配が定められており、実際には、分配が一定期間継続されることとなっている。

バード修正条項廃止は、これまでの我が国の求めに沿うものであり、大きな前進として歓迎するが、経過規定により分配が継続されるため、依然としてAD措置等申請のインセンティブと不公正な競争上の優位が米国の生産者等に残ることとなる。我が国としては、今後も引き続き、他の共同申立国・地域と連携し、米国に対し、速やかに分配を停止し、バード修正条項を完全に廃止するよう強く働きかけて行く。

ゼロイング方式によるダンピング値幅の算定

米国は、アンチ・ダンピング（AD）手続において、国内販売価格を上回る価格で輸出したモデルまたは個別取引ごとの価格差を「ゼロ」とみなし、もって商品全体のダンピング値幅を人為的に高く算出する方法（いわゆるゼロイング）を適用し、AD税率を不当に引き上げている。

ゼロイングによるダンピング値幅の算定手法は、ダンピングを行っていない取引を実質的に無視する不公平な計算方法であり、WTO協定との整合性の観点からも問題があると考えられる。

そのため、我が国は、2004年11月にWTO紛争解決手続に基づく協議要請を行い、同年12月に日米二国間協議を行ったが、満足のいく結果が得られなかったため、2005年2月、パネルの設置を要請し、同月のWTO・紛争解決機関（DSB）

会合において当該パネルが設置された。パネル会合において、我が国は、米国によるAD措置の個別ケースに対するゼロイングの適用（as applied）の違法性ととも、米国のゼロイング制度そのもの（as such）の違法性を主張。これに対し米国から、日本の主張は不当であり、米国のAD手続はWTO協定整合的であるとの反論がなされた。かかる議論を踏まえ、2006年3月に中間報告書がパネルから日米両国に配布されたところであり、2006年前半には、パネル報告書が発出される見込みとなっている。

日本製熱延鋼板に対するアンチ・ダンピング措置

米国が1999年6月に決定した日本製熱延鋼板に対するAD措置については、我が国の訴えに基づいて設置されたパネル及び上級委員会において、米国のダンピング・マージンの算定方法等がWTO協定違反であるとの判断が示され、2001年8月に違反が確定、是正の勧告がなされた。

米国は、当初の履行期限（2002年11月）までに、上記勧告のうち、関連する米国の改正を含むもの等について履行できず、その後3度にわたり履行期限の延長を行った。2005年5月には勧告実施のための法案(H. R. 2473)が議会に提出されたが、同年7月末の履行期限までに成立する見通しは立っていなかった（尚、現時点においても成立していない）。この為、4度目の履行期限延長を行うことが検討されたが、これ以上履行期限を延長することは効果が期待できないばかりか、WTO・紛争解決手続の信頼性を損うおそれがあった。2005年7月7日、我が国は、本件DSB勧告の実施に引き続き取り組むという米国の意思を踏まえ、猶予期間の再延長は行わないが、日本側が対抗措置を発動する権利を留保することで米国と合意した。

今後とも我が国は、WTO・DSB会合、二国間協議等の場を通して、米国側に一刻も早い勧告履行を働きかけていく。

<中 国>

写真フィルム等に関する関税譲許不履行

加盟議定書上、中国は、写真感光材料HS37類については、2002年時点で0～53.5%の従価税率を約束した。しかし、これら写真感光材料のうち、約半数に相当する35品目（一般的な写真フィルムを含む）については、中国政府は、加盟約束上の譲許税率を適用せずに従量税を課していた。この従量税率を従価税率に換算すると、譲許税率よりも相当高い水準になっていた。

我が国は2002年より様々な機会を通じ中国側に改善を要請しており、特に2005年4月に開催された経済産業省と中国商務部の定期協議、8月の専門家協議及び10月に行ったハイレベル協議において、中国側へ本件についての改善を強く要請した。この結果、2006年1月に公表された関税率改正においては、依然として従量税は維持されているものの、いくつかの関心品目について、従価税に換算した場合の税率はほぼ中国が約束した譲許税率まで引き下げられた。

今後は、従価税率に比べて割高な従量税が賦課されている品目があれば、引き続き是正を求めていくとともに、制度的には、従価税による譲許税率を超えないような従量税賦課の仕組みが設けられていないことから、本来の従価税への移行要求も含めて、引き続き中国側の制度運用を注視していく。

完成車特徴認定制度の問題

2004年6月に公布された自動車産業発展政策において、自動車製品の中国における生産能力を高めるとともに関税徴収の厳格化を図るため、完成車の特徴を備えていると認定される場合（①ノックダウン部品、②特定の組立部品（車体、エンジン等）組み合わせ、③輸入部品価格の合計が完成車総価額の60%以上となる場合）、自動車部品ではなく完成車としての特徴を備えていると認定し、自動車部品の関税率（10%）ではなく、完成車の関税率（25%（2006年7月時点））が適用される制度（完成車特徴認定制度）が導入され、一部施行された。（上記③の基準に達した輸入部品に対しては、2006年7月1日から施行）

我が国は、WTO物品理事会（2005年11月）、日中経済パートナーシップ協議（同年12月）、経済産業省と商務部の定期協議（2006年4月）等において、中国（商務部）に対し、本制度がWTO協定に違反しているのではないかとの懸念を表明し改善を求めたが、中国側はいずれの機会においても「WTO協定違反に該当するとは考えていない」旨を回答するのみに止まっている。

我が国としては、引き続きWTOや二国間協議の場で、ガット及び「中国のWTO加盟に関する作業部会報告書」との整合性について問題提起をしていく方針である。なお、本件については、2006年3月末に米国及びEUが、中国に対してWTO紛争解決手続に則り協議要請を行った。

アンチ・ダンピング措置の運用

中国は、2001年12月のWTO加盟時から2005年12月末までの間に既に103件（我が国産品が対象に含まれる案件はそのうち22件）ものAD調査を開始しており、加盟前に比してその数の急増が注目される。

それらAD措置を発動するための調査にあたり、一般的に次の事項を含む様々な問題がある。

- ・ 調査開始決定が、申請書の内容を十分精査することなくなされていること。
- ・ 損害認定を行う際に、判断の根拠となる指標の分析が明確でなく、十分な根拠が示されていないこと。
- ・ ファクツ・アベイラブルを用いる際に、利害関係者によって提出された証拠を利用しない理由を通知せず、またコメントの機会を付与していないこと。

我が国としては、2005年10月のAD委員会における中国TRM（経過的審査メカニズム）及び2006年4月の経済産業省と商務部の定期協議等において改善を要請してきたところであるが、引き続きWTO・AD委員会、二国間協議等の場において、中国調査当局がWTO協定整合的に制度を運用するよう強く働きかけていく。

有毒化学品輸出入規制の問題（新規案件）

「中国が厳格に輸出入制限する有毒化学品リスト」に掲載された化学品を中国に輸出する外国企業には、契約毎に国家環境保護総局(SEPA)に1万米ドルの手数料を支払い、「有毒化学品輸入環境管理登録証」の発給申請手続きが義務づけられているところ、SEPAは有毒化学品の輸出入規制を強化するため、2005年12月28日付けで有毒化学品リストを改正し、1995年2月施行時の31品目に加えて、新たに158品目の化学品を追加した。本改正は、2006年1月1日に施行されている。

我が国は、在北京日本大使館からSEPA及び商務部への申し入れ（2006年2月）

及び経済産業省と商務部の定期協議（2006年4月）等において、本件のWTO協定との整合性等に係る指摘を行ったが、満足できる回答は得られていない。今後は、欧米とも連携しながら、あらゆる機会をとらえて、中国側に本件問題の是正を求めていく予定である。

< E U >

化学品規制（REACH）案

欧州委員会は、2003年5月、化学物質のリスク評価・管理強化を内容とする新たな化学品規制（REACH:Registration, Evaluation Authorization, and Restrictions of Chemicals）案を公表し、同年10月に最終案が採択された。本規制案は欧州議会、欧州理事会で現在法制化手続が進められている。我が国は人の健康や環境の保護という本規制案の理念については理解するものの、本規制案には運用次第で貿易制限的な措置となる可能性があるものが含まれている。例えば、同じ化学物質でも事業者毎に重複登録しなければならないこと、規制の対象となる化学物質の種類が不明確であること等である。そのため、WTO・TBT委員会や日EU規制改革対話等のあらゆる機会を捉え、本規制案の修正を働きかけている。この結果、2005年11月の欧州議会の採決、また同年12月の競争力理事会での政治合意において、一物質一登録の考え方や届出対象物質のリスト化が盛り込まれるなど、大きな改善が見られた。

しかし、我が国は、ポリマーを構成するモノマーの登録免除が認められる範囲等について引き続き懸念を有しており、今後ともEU内での審議状況に応じて必要な働きかけを行う。

電気・電子機器廃棄物に関する指令（WEEE）

電気・電子機器における特定有害物質の使用制限に関する指令（RoHS）

電気・電子機器廃棄物の発生予防に加え、廃棄物処理削減のために、廃棄物の再利用、リサイクルあるいはその他の形での再利用を目指すものがWEEE指令である。また、電気・電子機器中の有害物質の使用制限に関する法規を加盟国間で接近させ、人の健康の保護を目指し、電気・電子機器廃棄物について環境に無害な方法での再利用及び廃棄に寄与することを目的としたものがRoHS指令である。

両指令は2003年2月に発効し、加盟国は翌2004年8月までに国内法を整備することが求められていたが、数多くの国が期限までに完了できなかった。現在でも、マルタ（WEEE）、英国（WEEE、RoHS）において国内法が未整備の状況が継続している。

WEEEについては、法整備が完了したEU加盟国においても、製造業者等の登録方法、製品の上市の定義など加盟国間で統一が取れていない。また、WEEE対象品目に貼付することになっているマーキング規格は未整備であり、規制対象や定義の明確化等について我が国として関心を有している。RoHSについては、2006年7月の施行日が迫っているにも拘らず、対象品目の範囲や適用除外事項の設定プロセス等が明確でないことに懸念を抱いている。欧州委員会は、WEEE及びRoHSに関するFAQを2005年5月に公表したが、内容的にも不明確な部分が多く、同年8月に予定されていたWEEE及びRoHSの網羅的なガイダンス文書の公表も実際にはまだなされていない。

我が国は2005年3月の日・EU規制改革対話において善処を求めたところであるが、今後とも様々な機会を活用して問題解決に向けた取り組みを行う。

<ASEAN>

インドネシア：デジタルカメラの関税賦課に関する問題

ITA（Information Technology Agreement：情報技術協定）の参加国であるインドネシアは、2003年よりデジタルカメラに対する関税を無税とする譲許を行っていた。しかし、インドネシアは実際には2003年以降も5%の関税を賦課し続け、さらに、2004年1月にはデジタルカメラの分類を変更し、その一部について15%の関税を賦課し始めた。

我が国はインドネシア政府に対して複数回に渡り是正を申し入れており、また、2006年1月の二階経済産業大臣－カッタ副大統領会談を初めとする二国間会談、二国間協議及びWTO・ITA委員会等のあらゆる機会を通じて、本件について改善を要請してきたが、未だに解決されていない。今後、WTO紛争解決手続の活用も視野に入れて、本件の問題解決に向けて取り組んで行く。

マレーシア：自動車に関する内国税の適用等に関する問題

マレーシアでは、特定の国内メーカーが製造する自動車を国民車として指定し、日系を含むそれ以外のメーカーがマレーシア内で製造する自動車との間で、物品税の賦課について差別的な取扱いがなされてきた。我が国は、2004年中に行われた日マレーシア経済連携協定（EPA）交渉において、かかる国民車政策に関する情報提供を求め、また物品税の差別的な取扱いの解消の働きかけを行ってきた。マレーシア政府は、2005年10月19日に新自動車政策及び新関税率及び新物品税率を発表し、乗用車の完成車（CBU）について、ASEAN諸国に適用される共通効果特惠関税（CEPT）を一律15%、MFN関税を一律30%、物品税についても10%～50%引き下げることとした。これにより、国民車と日系を含む他のマレーシア国内メーカーとの間の物品税の差別的な取扱いは解消された模様である。ただし、そもそも本差別的措置自体が明文化されていない不透明な措置であり、今回の解消も明文化されていないことから、今後とも本件には注視が必要である。

なお、マレーシア政府は現在も輸入許可制度を通じて輸入台数制限を行っており、我が国は、これらの措置がWTO整合的に運用されるよう引き続き求めていく。

<東アジア各国・地域（中国、ASEAN、韓国、台湾、香港、インド）共通>

模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題

中国をはじめとする東アジア各国・地域における模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題に対し、日本政府は、APEC、WIPO、WTO等の多国間協議や二国間協議の場において、各国の国内法制の整備やその適切かつ効果的な運用、行政・司法各部門での取締りの強化などを要請するとともに、模倣品被害の深刻な国・地域における取締りの実効性向上を図るため、現地の税関、警察、裁判所、知的財産権局等、関係機関の人材育成を支援している。

また、経済産業省に設置された政府の一元的な窓口である「政府模倣品・海賊版対

策窓口」を中心に、個別企業による相談や情報提供依頼への対応、「官民合同訪中ミッション」の派遣、業界単位での中国政府・業界との意見交換等の民間ベースでの各種活動に対する支援を行ってきた。さらに、日系企業の被害状況及び中国における関係当局の取締実態を把握することを目的としたアンケート調査等も実施している。

しかし、中国では、知的財産権の侵害に対する刑事訴追件数が増加する兆しが見受けられるなど、一部に進展は見られるものの、模倣品・海賊版等の不正商品の横行の実態はなお大きな問題であり、我が国企業が受けている被害も甚大である。

このため、中国における知的財産権侵害の実態を把握し、その改善を求めていくための具体的なデータを収集するべく、中国政府に対して、2005年10月にTRIPS協定第63.3条に基づく情報提供要請を行ったところである。なお、米国とスイスも同様の要請を中国に対し行っている。

今後も引き続き、法制の適切かつ効果的な運用、刑事上・行政上の取締り強化、知財執行状況に関する情報の提供等を求めていく。

以 上